

高額療養費・入院時生活療養費の改正について

制度の持続可能性を高め、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者や難病の方に配慮したうえで、改正となりましたのでお知らせします

高齢受給者（70歳以上）の高額療養費負担限度額の改正

平成29年7月まで

区分	外来 (個人単位)	負担限度額 (世帯単位)
	現役並み 所得者 ^{※1}	44,400円
一般 ^{※2}	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ ^{※3}	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ^{※4}		15,000円

平成29年8月から

区分	外来 (個人単位)	負担限度額 (世帯単位)
	現役並み 所得者 ^{※1}	57,600円
一般 ^{※2}	14,000円 (年間144,000円上限)	57,600円 〈44,400円〉
低所得Ⅱ ^{※3}	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ^{※4}		15,000円

※1. 標準報酬月額が28万円以上の方

※2. 標準報酬月額が28万円未満の方。収入合計額が520万円未満(1人世帯は383万円未満)の方を含みます

※3. 住民税非課税の方

※4. 住民税非課税の方で必要経費等を控除した所得が0円の方

※5. 12ヵ月間に高額療養費の支給回数が3ヵ月以上になったとき、4ヵ月目から〈 〉内の金額になります(多数該当)

さらに、平成30年8月からは、①現役並み所得区分を細分化して限度額の引き上げ、②一般区分の外来上限額の引き上げが予定されています。

65歳以上の療養病床における入院時生活療養費（居住費負担額）の改正

平成29年9月まで

区分	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の方)	320円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い方)	0円/日
難病患者	

平成29年10月から

負担額
370円/日
200円/日
0円/日

入院中は左の居住費負担額に所得区分に応じた食事負担額(1食460円～130円)を合わせた額が入院時生活療養費の負担額となります。